

平成二十二年五月二十五日受領
答弁第四七一号

内閣衆質一七四第四七一号

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員大村秀章君提出新たな独立行政法人の設立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大村秀章君提出新たな独立行政法人の設立に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成二十一年十二月二十五日閣議決定）に基づき、すべての独立行政法人のすべての事務・事業の抜本的な見直しを行い、その結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じるとともに、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新することとされている。

二について

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）が行う事業は、救急医療を提供する等地域の医療において重要な役割を担っている社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を安定的に行うものであり、国民生活にとって不可欠なものであると考えている。機構の法人格については、機構で行う事業がこのような性質のものであることと併せて、当該事業を安定的に運営するために、国有財産の出資を受けられる法人であること、従来と同様の税制上の非課税措置を講じることのできる法人である

ことが必要であることから、独立行政法人とすることが適切と判断したものである。